

# 島津家朝鮮虎狩伝承の光と影 —— 〈虎退治〉から〈虎狩〉へ ——

山口 眞 琴\*

豊臣秀吉の初度の朝鮮侵略（文禄の役Ⅱ壬辰倭乱）に出陣していた島津義弘らが、虎の肉・腸等の秀吉への献上を命じられ、昌原の山中で虎狩を催して二頭の虎を捕獲したのは、文禄四年（一五九五）三月十日のことである。小稿では、それに関する文書・記録・絵画等の資料を豊富に有する島津家の例を対象として、〈虎退治〉とは本質的に異なる〈虎狩〉の伝承的内実を掘り起こしてみた。まず、屏風・絵巻に附された「虎狩概要文書」の故事引用に見出される否定的ニュアンスについて、その要因を「虎狩概要文書」に先行する『征韓録』巻之三「虎狩之事」と同巻之二「久保主射虎之事」との繋がりに求めて、そこでの義弘の子である久保・忠恒兄弟の扱いの差別化と虎Ⅱ山の神への畏怖から生じる崇答観を指摘した。次に、その虎狩伝承の影のような部分の由来を、日本の虎・虎の皮に関する伝承イメージや狩猟文化史における殺生罪業観などに探り、さらに室町期以降の源頼朝の富士巻狩伝承に山の神罰的な崇答観が附着していた可能性を想定、その先蹤イメージが島津家の虎狩伝承にも影を落していると考えた。最後は、そうした富士巻狩の投影によって、頼朝・頼家という源氏将軍に義弘・忠恒父子を擬える趣向が凝らされて、新たな島津家太守の誕生を予祝する物語へと再編されていると捉え直した。それこそ近世島津家が後世に誇るべく虎狩伝承に見出した新たな光であったと言える。

キーワード：豊臣秀吉 島津家 虎狩 征韓録 富士巻狩

Key words: Toyotomi Hideyoshi, Shimazu family, hunting tigers, Seikanroku, Fuji no Makigari (Hunting session at Mt.Fuji)

## はじめに

日本にとって「虎」の源流と云うべき朝鮮半島の虎に関する和歌・説話等を取り上げた前稿<sup>①</sup>では、新羅を中心とした朝鮮と唐・宋などの中国とを一体的に繋ごうとする中世日本の対外意識、それを具体化する説話戦略などについて考察した。そのなかでとくに注目したのは、『宇治拾遺物語』にある三つの虎関係説話（第三九、一五五、一五六話）が、最終的に日本の「兵の道」を誇示するという主題的展開を見せる点であったが、そうした〈虎退治〉における「日本的武勇」<sup>②</sup>の象徴性は、やがて豊臣秀吉朝鮮侵略時の〈虎狩〉におけるそれへと繋がっていくものと思われる。そのような見通しのもと、小稿では、朝鮮虎狩に関する文書・記録・絵画等の資料を最も豊富に有する島津家の例を対象として、〈虎退治〉とは本質的に異なる〈虎狩〉の伝承的内実を掘り起こしてみたい。

秀吉の養生・薬用にするべく虎の肉・腸等の献上を命じられた島津義弘らが、陣取っていた巨濟（唐島）から昌原に移動、その山中で虎狩を催して二頭の虎を捕獲したのは、文禄四年（一五九五）三月十日のことである。初度の秀吉朝鮮侵略（いわゆる文禄の役Ⅱ壬辰倭乱）が一応の休戦状態にあった頃だが、実はその二年程前から、亀井茲矩をはじめ鍋島直茂、松浦鎮信、吉川広家、伊東

祐兵ら諸大名・武将が、朝鮮の虎を捕獲・献上して秀吉に称美されていたことが、各家文書等<sup>③</sup>によって知られる。そういうなかで、とりわけ島津家が虎狩を喧伝したのは、朝鮮出兵当初、国元からの軍船が一艘も来ず、義弘・久保父子は賃船で渡海せざるを得なかったという失態、その出陣を拒んだ梅北国兼らが起こした一揆により主の義久の舍弟歳久が成敗されるという「島津家最大の危機」<sup>④</sup>などと無関係ではないだろう。かかる汚名を濯ぐかのように、同家の朝鮮虎狩伝承は島津武士の「英勇・英気」（後掲「虎狩概要文書」）を讃美・鼓吹するわけだが、なおそれらの伝承には複雑多様な実態があったと思われる。以下、関係する文書・記録等についての比較分析、日本の虎・虎の皮に関する伝承イメージとの関連、中世狩猟文化史から見た位置づけなどを通して、島津家における朝鮮虎狩伝承の段階的変容とその背景・要因等について考えることとする。

## 一 島津家朝鮮虎狩伝承の文化的諸相

抑も、島津氏による朝鮮虎狩の事実を証するのは、秀吉が虎肉等を献じた義弘に謝した「文禄四年四月廿八日豊臣秀吉朱印状」<sup>⑤</sup>だが、その写しを末尾に配して虎狩の様子を記したのが、『島津世録記』巻第五「一義弘主父子軍功之事」。

\* 兵庫教育大学大学院教科教育実践開発専攻言語系教育コース教授

平成28年4月26日受理

付久保逝去之後。忠恒継<sup>レ</sup>家ノ統<sup>リ</sup>渡<sup>ル</sup>朝鮮事。并人数帳之事。」の一節、および『征韓録』卷之三「虎狩之事」という一段である。『島津世祿記』（慶安元年（一六四八）林鶯峯序）と『征韓録』（寛文十一年（一六七二）林鶯峯序・島津久通跋）は、ともに薩摩藩家老島津久通（一六〇四〜七四）の編纂によるもので、林羅山・鶯峯親子を中心に幕府主導で編まれた『寛永諸家系図伝』（寛永二十年（一六四三）九月完成）を契機として、さらに推進された薩摩藩の修史事業の大きな成果である。それらはまた、林鶯峯執筆の序の存在が示すように、幕藩体制のもと「藩の外へと発信するべく編まれた史書」<sup>⑥</sup>でもあった。内容的には、前者は島津家伝による戦国期の貴久から江戸初期の光久に至る戦争記録で、後者は秀吉朝鮮侵略に特化した征伐軍記と呼べるものだが、とくに後者は、前者と重なりつつも、義弘・忠恒（のち家久）ら島津氏の活躍・功績を中心に、全六巻のうち前三巻に文祿の役、後三巻に慶長の役（丁酉倭乱）の経過等を編年的に詳述して余すところがない。そのうち、島津最大の功名と称えられる慶長三年（一五九八）十月一日の泗川合戦での勝利は、巻之五の後半（慶長三年十月朔日泗川合戦之事）に最も多くの紙幅を費やして記されるが、巻之三の「虎狩之事」は、それと対をなすべく、前半（文祿の役）第一の功績として取り上げられていると言っても過言ではない。その扱いにふさわしく、『征韓録』の虎狩記事は、前年末に秀吉が虎肉等の献上を命じた「文祿三年十二月廿五日浅野長吉・木下吉隆連署奉書」<sup>⑦</sup>の写しをも冒頭に引用・配置し、前半部分を中心に新たに漢文修辭的な文飾を施すなど、先行の『島津世祿記』より一層整序した構成と洗練した表現を見せている。

上記の軍記的史書は「島津家を初め、薩藩士諸家に伝存する古文書・古記録等を根拠として」<sup>⑧</sup>編まれたとされるが、それは虎狩記事に關しても同様であったろう。先の秀吉朱印状・奉書を収める東京大学史料編纂所蔵「島津家文書」、薩摩藩の根本史料たる『薩藩旧記雜録』などに見る種々の関連文書、虎狩記事を含む「奥関助覚書」（万治三年（一六六〇）六月十日奥書、外題「奥関助入道休安覚書」）のような朝鮮陣中体験記としての「覚書」<sup>⑨</sup>などが、虎と格闘した具体的な人物名や状況・経緯等を記述する上で、重要な依拠資料となったはずである。そうしていち早く成った「島津世祿記」を経て、朝鮮虎狩記録の決定版の如きを示したのが『征韓録』「虎狩之事」だが、それはさらに朝鮮虎狩の様子を描いた屏風や絵巻をもたらしただろう。原作・原題は不明ながら、屏風・絵巻の現存作品としては都城島津邸（伝承館）蔵『高麗虎狩凶屏風』六曲一双（以下、『都城屏風』と略称）、鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵『虎狩之繪』一卷（以下、『黎明館絵巻』と略称）、九州国立博物館蔵『島津家朝鮮虎狩絵巻』

一卷、鹿児島県立図書館蔵『朝鮮征伐島津勢虎狩繪巻』一卷などが知られる。それらの図画化が『征韓録』を参考にしてなされた指摘する内倉昭文氏は、さらに『本藩人物誌』（十五世紀半ば〜十七世紀の島津氏一門・薩摩藩諸士の略伝集）巻九の「喜入撰津守忠統」の項に「虎狩ノ御屏風」に關する記事があり、そこに「御屏風ハ常信ノ筆ナリ」という注記があること、その常信とは木挽町狩野派の養朴常信（一六三六〜一七二三）であり、その屏風を見て常信の弟子である永井慶竺（一六八五〜？）が『都城屏風』を描いた可能性などに言及する<sup>⑩</sup>。これに従えば、原作に限りなく近い常信筆「虎狩屏風」は、『征韓録』成立の一六七一年より後、常信が活躍した十八世紀初頃までに制作されたことになる。それと伝永井慶竺筆『都城屏風』との直接的な関係からすると、『都城屏風』と『黎明館絵巻』に附される、上記の虎献上を命じた奉書と秀吉朱印状および虎狩の概要を示す文書（以下「虎狩概要文書」と呼称<sup>⑪</sup>）もまた、「常信屏風」に存したと考えてよいだろう。後述するように、その段階で新たに作成された「虎狩概要文書」についても、図画と同様、基本的には『征韓録』の記述を踏まえたものと判断される。現存の屏風・絵巻を子細に見ると、他の資料からの受容・影響等も否定できないものの、その制作当初において『征韓録』が最も有力な拠り所となったことは疑いない。

なお、右のように『都城屏風』が都城島津家の絵師永井慶竺の作とされることと、先に触れた慶長の役の泗川合戦を描いた『慶長之役合戦図屏風』の一つに慶竺筆写本が存したことは、重ね合わせて理解すべきだろう。山西健夫氏の考察<sup>⑫</sup>によれば、尚古集成館に現蔵される『慶長之役合戦図屏風』（六曲一双）には、原本に繋がるものとして、木村探元（一六七九〜一七七七）本と永井慶竺本のあったことが確認でき<sup>⑬</sup>、後者の慶竺本については、その存在を伝える益田玉城編著『都城古今墨蹟集』（昭和二年七月一日、河野一平発行）掲載の永井慶竺筆「朝鮮之役屏風一雙」の書き込み等から、かつて宮之城島津家当主の久通が作らせた屏風を、同家の養子となった弟久方の縁によってか、島津綱貴の三男で花岡家初代の久備が手づから模写、さらにその久備本を借り受けた都城当主の久龍が享保四年（一七一九）慶竺に筆写させたものと知られる。このように少なくとも永井慶竺筆写という接点において、文祿の役と慶長の役に關する二つの屏風は、セットの如く繋がることになる。それによって朝鮮虎狩が文祿の役の「武功」として位置づけられたことが再認識できるが、さらに言えば、『慶長之役合戦図屏風』と同様、虎狩屏風にも島津久通が関わっていたのではなからうか。先述した虎狩屏風の図画化や「虎狩概要文書」の『征韓録』との密接な関係は、その可能性を後押しするようだ。その後、「虎狩概要文書」

に基づいた「虎狩」「虎狩物語」などと称される文章が、薩摩藩における郷中教育の教材の一つになったことは、周知の通りである。とくに漢字交じり平仮名文で書かれた『黎明館絵巻』の「虎狩概要文書」と同文的一致を示すその文章も、時に島津久通の作<sup>15</sup>と伝えられるのは、上記の状況から理由のないことではなかった。

また、一頭目の虎を刀で仕留めた「安田次郎兵衛」の家が江戸期以降に仕えた新城家では、「毎年三月十日に虎祀りの行事」が営まれ、その際、祭壇に供えたという安田家伝来の「虎の頭骨」が現在も鹿児島市に蔵されるという<sup>16</sup>。そのほか、郷中教育の教材となった「虎狩概要文書」が「朝鮮虎狩」「虎狩」の題で薩摩琵琶歌の一つに取り込まれるという芸能としての展開、あるいは、朝鮮虎狩に因んだという作り物の暴れ虎を狩人三人が退治する踊りを含む「市来の七夕踊り」といった祭礼としての継承等々を見渡すと、薩摩の虎狩伝承文化がいかにも多様で広範なものであるかがわかる。その全体像の解明はもとより、とくに当面する重要課題としては、『島津世祿記』『征韓録』等における虎狩記事の形成過程や屏風・絵巻の原態・成立等に関する考察を推し進める必要があるが、それらについては次稿以降に譲ることとして、ここでは、「英勇・英気」鼓舞の企図とは裏腹に、虎狩伝承に見え隠れする影のような部分に注目してみたい。そうしたところにこそ、虎に関する伝承文化的な繋がりがあるとと思われる。

## 二 もう一つの朝鮮虎狩

改めて『都城屏風』『黎明館絵巻』に附された「虎狩概要文書」を取り上げてみたい。そこには、三月十日の虎狩で囲みを出ようとした虎を安田次郎兵衛が刀で伐殺し、さらに走り出てきたもう一頭の虎に、忠恒の舎人上野権右衛門が斬りかかった場面が、次のように記されている。

翌十日、猶攀<sup>ニ</sup>嶮岩<sup>ヲ</sup>深<sup>ク</sup>跋<sup>ク</sup>跡<sup>ヲ</sup>。数千<sup>ノ</sup>列卒<sup>ノ</sup>声、山鳴谷応<sup>フ</sup>。俄然<sup>トシテ</sup>雨摧<sup>ニ</sup>車軸<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>弁<sup>ヘ</sup>前後<sup>ヲ</sup>。時<sup>ニ</sup>猛虎<sup>一</sup>走出<sup>ス</sup>。躡<sup>リ</sup>踏<sup>ム</sup>此<sup>レ</sup>彼<sup>レ</sup>欲<sup>ク</sup>拔<sup>キ</sup>レント<sup>ク</sup>、島津右馬頭以久<sup>ガ</sup>臣安田次郎兵衛追<sup>ツ</sup>鬼<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>、睥睨<sup>シテ</sup>踏<sup>シテ</sup>欲<sup>ク</sup>嚙<sup>ム</sup>。其時突<sup>ク</sup>貫<sup>ク</sup>刀<sup>ヲ</sup>虎口<sup>ニ</sup>、目則<sup>テ</sup>伐<sup>ス</sup>殺<sup>ス</sup>。誠<sup>ニ</sup>馮婦攘<sup>テ</sup>肱<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>異<sup>ナ</sup>相<sup>嚮</sup>。暫時<sup>ク</sup>又<sup>一</sup>虎走出<sup>ス</sup>。義弘公<sup>・</sup>忠恒公<sup>御座近</sup>馳<sup>来</sup>哉<sup>。人皆冷膽</sup>。忠恒公<sup>怪</sup>義弘公<sup>有</sup>恙<sup>。楊香跨<sup>リ</sup>虎<sup>不</sup>懼<sup>レ</sup>暴虎馮河<sup>死</sup>欲<sup>シ</sup>馳<sup>向</sup></sup>。忠恒公<sup>舎人</sup>上野権右衛門、馳<sup>セ</sup>鬼<sup>ヲ</sup>而伐<sup>レ</sup>之<sup>。……</sup>」

（『都城屏風』）

翌十日には猶深くわけ入、險阻を避ず巖をおこし岡谷をとよまし、数千人

の列卒の声、天に響て狩けるに、俄に雨降来て前後を弁ず。徘徊するに、猛虎ひとつ走出。爰かしこ経廻り、既囲を出行を、島津右馬頭以久の郎等安田次郎兵衛追かくれば、立戻くらはんとす。其時、虎口に刀をつらぬき、まのあたりに伐殺すは、馮婦が肱を攘て向ひしにも異ならず。暫ありて、又ひとつ出。人皆是を見、義弘・忠恒の立所近く馳来らんかと肝をけす。か、りける処に、忠恒は老父義弘の恙あらむ事を怪しき、楊香が虎に跨し心地して、暴虎馮河の死を懼れ給はず馳向はんとの気色見えしに、忠恒の舎人上野権右衛門と云る勇者はせか、りて切んとす。……（『黎明館絵巻』）

このあと、二頭目の虎に上野権右衛門が噛み殺され、続いて虎の頭を三刀斬りつけた帖佐六七も股を噛まれたが、それを見て福永助十郎が虎の尾を松の下枝に引き掛けたところ、永野助七郎がついに二頭目の虎を伐殺した、という顛末が語られる。さらには、秀吉から賜った褒美の朱印状を蔵し伝えるとともに、その虎狩の様子を図画にして留めた旨が記されて、末尾はそれぞれ「庶幾対<sup>ニ</sup>図画<sup>ニ</sup>人豈<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>起<sup>テ</sup>英勇<sup>ヲ</sup>哉<sup>。後の人図画に對して英気を起さざるものはあらじ。」と結ばれる、この二つの「虎狩概要文書」は、少なからず文体表記上の相違や細部の表現に異同があるものの、全体的にはほぼ同じ文章と見なすことができる。それが主に『征韓録』『虎狩之事』に拠ったことは既述したが、その確証は、一頭目を仕留めた安田次郎兵衛を「島津右馬頭以久」の臣や郎等とする点に求められる。すなわち、その他の多くの虎狩記録（『薩摩旧記雑録後編』『所取文書』『奥関助覚書』『島津世祿記』『島津世家』『島津国史』『本藩人物誌』等々）が安田の主を正しく島津彰久とするのに対して、『征韓録』と「虎狩概要文書」だけがその父以久とするのである<sup>17</sup>。</sup>

そのように『征韓録』に依拠した「虎狩概要文書」だが、そこには『征韓録』にない記述も認められる。その一つが右引用文中の傍線部①～③の虎に関する漢籍の故事・言説を踏まえた表現である。文脈の辿りやすい『黎明館絵巻』の本文で示せば、①の「馮婦が肱を攘て向ひしにも異ならず」は『孟子』尽心章句下を、②の「楊香が虎に跨し心地して」は『二十四孝』「楊香」を、③の「暴虎馮河の死を懼れ給はず馳向はん」は『論語』述而第七をそれぞれ典拠とする。見逃せないのは、②の典拠が山中で遭った虎の害から父を救った勇敢な孝子の話<sup>18</sup>であるのに対して、①と③のそれは「孟子曰く、是れ馮婦を為すなり。晋人に馮婦といふ者有り。善く虎を搏つ。卒に善士と為る。則ち野に之く。衆、虎を逐ふ有り。虎、嶋を負ふ。之に敢て攫るもの莫し。馮婦を望見し、趨りて之を迎ふ。馮婦臂を攘けて車を下る。衆皆之を悦びしも、其の士たる者は之を笑へり、と。」（新釈漢文大系）、「子曰く、暴虎馮河し、死して悔ゆる無き者

は、吾興にせざるなり。必ずや事に臨みて懼れ、謀を好みて成さん者なりと。」(同右)とある通り、虎に敢然と立ち向かう武勇が無謀なものとして非難される故事・言説であることだ。もとより著名な『孟子』『論語』に由来する①③が、全く誤用されたものとは考えにくい。やはり本来の否定的用法として見るならば、とくに③の場合、波線部の「義弘・忠恒の立所近く馳来らんかと肝をけす。か、りける処に、忠恒は老父義弘の恙あらむ事を怪しみ」を考慮すべきであろう。二頭目の虎が義弘・忠恒父子の近くに走り掛かるかと皆肝を冷やし、忠恒自らも老父の身に危害が及ぶのを心配した、というこの記述も、実は『征韓録』にはない独自の形での、ゆえにそれを②の孝行譬喩が承けて、さらにその文脈に包摂される形で、③の無謀必死の譬喩が類なき孝心を際立たせている、と了解することもできる。「楊香跨虎三不懼」<sup>五</sup>、暴虎馮河死<sup>六</sup>欲<sup>七</sup>馳<sup>八</sup>向<sup>九</sup>ト。」と②③を一体的に表現する『都城屏風』では、よりその傾向が強いが、なお①についてはそうした換骨奪胎的な理解も成り立ちにくい。確かに、②③に関わる忠恒は虎と対決せずに終わり、①の安田次郎兵衛も何とか虎を仕留めて無事ではあった。だが、主の忠恒に代わって虎に斬り掛かった上野権右衛門は噛み殺されて即死、それに続いた帖佐六七も股を噛まれて後日死亡している。首尾よく二頭もの成果を挙げたとはいえ、大きな犠牲を払っただけに、その虎狩記録自体に否定的なニュアンスが含まれていたとしても、不思議ではない。

その否定的ニュアンスは、①③がない『征韓録』には無縁のようだが、同書のもう一つの虎狩記事には、むしろ明確に言表されている。『征韓録』巻之二「島津兵庫頭義弘主父子金化之城警衛之事附久保主射虎之事」の章段がそれで、前半には、文禄元年(一五九二)十二月、金化城に移った島津久保の軍勢が、敵勢を大鉄砲にて追散させ、生け捕った敵二十九人の首を山中の木のかげに並べるといふ働きをなして、父義弘を大いに感悦させたことなどが記され、後半には、ある時、広野で鷹狩を行った久保が、山中に虎ありと聞いてそれを射止めんとした事蹟等が詳細に記される。その偶然に始まったような虎狩において、久保自ら大鉄砲を掲げ追い掛けたところ、一虎が彼に襲い掛かろうとしたので、大田吉兵衛忠綱が虎の注意をそらした際に、久保が虎の頭を撃ち貫き、吉兵衛がとどめを刺したという。その時、羽生何某が鉄砲を放つも誤って吉兵衛の股にあて負傷させてしまい、命に別状なかったが、羽生は「楚忽ノ至、面目ナシ」と自ら責めを負って切腹死したとされる。それに続くのが次の記述である。

理ナガラモ、尚浅猿クゾ見エシ。去程ニ、今日久保主虎ヲ射ラレシ事、義弘主聞玉ヒ歎曰、「暴虎馮河ノ死而無悔者ハ君子ノ不取所也。馮婦ガ車ヨ

リ下テ攘臂シ事モ全ク世ノ笑ヲ免ズ」トテ深く歎息有ツルガ、……

ここに、前記③と①の正しく典拠通りの表現が、久保射虎の件を聞いた父義弘の深い歎きの言葉として示される。「虎狩概要文書」の作者はこれを参照した上で、①③などの加筆を行ったのであろう。重ねて『征韓録』に依拠したことを証するそのことは、同時に「虎狩概要文書」にも否定的ニュアンスが含まれることを示唆する。逆に『征韓録』はそのような見方を「久保主射虎之事」に集中させたことになる。それがどうやら意図的であったことは、先行の『島津世祿記』では、誤って味方を傷つけた「軽薄之卒」を主の久保自身が怒って「刑戮」に処した、とあることから窺われる。『征韓録』は右のあとも、「都テ久保ノ行跡、楚忽ノ儀、今ニ始ヌ事也。」と、「普天ニ在城セシ」時に久保が「騎射錬磨」のため原野に出て、明兵数十騎が自らの下部を殺したと聞き、単騎で追走して二人を討ち取ったことなどに言及した義弘が、改めて「往事トイヒ、今日ノ事ト云ヒ、彼此將ノ器ニシラス。能々慎マルベシ。」と難じて「騎射放鷹」を禁じたとする。この一件も、『島津世祿記』では久保の「絶倫之勇。稀世之氣」の証拠として記されるだけで、それを父義弘が叱責したといった記事は見あたらない。

そのようにことさら久保批判を展開した『征韓録』だが、その極端な改変の理由はどこにあったのだろうか。抑も『征韓録』の編纂を久通に命じたのは、当時薩摩藩主であった光久の世子綱久である。その光久・綱久父子が、兄久保に代わり朝鮮に赴き、のち初代藩主となった忠恒の直系の子・孫であるとの意識が、影響を及ぼしたことは疑いないが、それ以上に大きかったのは、久保が射虎から九ヶ月後の文禄二年九月に唐島で「夭折」したこととの関連ではなかったか。その死因<sup>10</sup>はあくまで「寒疾」とされるものの、二十一歳で戦地に没した久保の「不幸短命」<sup>11</sup>が、生前の軽率な性格・行状と因縁づけられてもおかしくはない。『征韓録』では否定し難いその因縁説は、「騎射放鷹」の禁止に窺える如く、無謀・逸脱に繋がる危険な魅力に取り憑かれ自制できなかった不徳に収斂するようだが、そこには、山中・原野という自然やそこに野生する動物への畏れの念が前提にあるだろう。こと久保の夭折においては、実際に鷹狩の延長で自ら射殺した虎<sup>12</sup>「山の神」への畏怖から生じる祟答観も存したものとと思われる。

『征韓録』が昌原虎狩の記事で安田次郎兵衛を彰久ではなく「以久」の臣とするのも、同様に考えられるようだ。抑も、島津以久が関ヶ原合戦後の慶長八年(一六〇三)に日向佐土原三万石の地を得て、同十五年に六十一歳で没したのに対し、その子彰久は、昌原虎狩があった年の七月五日に巨済で病死してい

る。享年二十九歳であった。その際、一頭目の虎を仕留めた安田も殉死したとされる<sup>20</sup>。『征韓録』では、その彰久病死・安田殉死への言及を回避しようとした可能性が思われる。もしそれらを記載したならば、昌原虎狩にも山の神による崇答観が浮上しかねない。久保の場合、それと正反対の扱いになったのは、久保の戦病死が忠恒出陣に欠かせず、昌原虎狩が文禄における島津氏の武功だったからである。久保の拙い運命に崇答観を顕示する一方で、昌原虎狩ではその払拭に努めた『征韓録』は、さらに彰久の存在を消去し以久に書き替えたのではないか。ちなみに『征韓録』の安田が褒美として忠恒より御腰物を拝領したという事実も、『島津世祿記』には見えない。その点も含めて、右の『征韓録』における一連の事態は、久保と忠恒の差別化が領導したものと行ってよいだろう。そこで出し入れされた崇答観こそ、輝かしい虎狩の影のような部分にはかならない。後にも触れるように、山の神としての獣類は、厳密には神が憑依・化身したものと見るべきだが、ともあれその崇答観が何処に由来するのかを探るべく、以下、古代中世日本の虎伝承に遡ってみたい。

### 三 虎・虎の皮に関する伝承イメージ

古来、朝鮮において虎が「山神」<sup>21</sup>として信仰されてきたことは、前稿に述べた通りだが、その片鱗は、古朝鮮を建国したとされる檀君王儉の誕生譚にも見出すことができる。十三世紀末に高麗僧の一然が編んだ史書『三国遺事』の巻第一・紀異第一の冒頭「古朝鮮」に「古記云」として引かれる檀君神話によれば、桓因の庶子で人間界の太伯山に下った天王桓雄に、同穴に住む熊と虎が人身となることを祈って物忌みしたところ、熊は女となって桓雄との間に檀君王儉を産んだのに対し、虎はついに人になれなかったという。この古朝鮮の王となった王儉自体、千五百年にわたり朝鮮を治めてのち「阿斯達」に隠れ「山神」となるとされるが、その母としての熊に見出される山の女神的性格は、虎にもまた認められてよいだろう。『三国遺事』にはそのほか、後百済の甄萱王が幼い時に虎の乳で育てられた話（巻第二・紀異第一「後百済 甄萱」）、虎が処女に変じて交わった金現という男を自らを犠牲にして立身出世へと導き、その報恩として「虎願寺」が建立された話（巻第五・感通第七「金現感虎」）。類話『新羅殊異伝』<sup>22</sup>「五 虎願」等）などが、猛獣ながら守護神的存在としての虎を物語る。

そのような朝鮮の虎は、つとに古代日本の『万葉集』巻第十六・三八八五の「韓国の虎といふ神」と詠む長歌、『日本書紀』皇極四年（六四五）四月条の

「鞍作得志、虎を以ちて友とし、其の術を学び取れり。」<sup>23</sup>という、日本の留学生が高句麗の虎から秘術を授かった記事などに、やはり神獸・靈獸としてのイメージが伝えられる。さらに中世日本においては、『華嚴宗祖師絵伝（華嚴縁起）』『元曉絵』の新羅に戻り山林坐禪する元曉を三頭の虎が囲む図や、『神於寺縁起絵巻』の新羅の五百虎が道照を招き講経を聴聞する場面などに、仏法の守護神と言ふべき虎が語り描かれる。他方、『三国遺事』に収められた虎の育児譚に通じるものが、朝鮮ではなく天竺を舞台とする熊野権現のいわゆる本地物に存在する。すなわち、天竺摩伽陀国の五衰殿女御が山中で出産した王子を虎狼らが守護・養育したという話がそれで、南北朝期頃の『神道集』巻第二「六 熊野権現事」をはじめ、単独作品としては絵巻・奈良絵本・写本・版本という多様な形態で伝わる『熊野の本地』諸本に語られるが、その具体は諸書によって少しずつ異なる。現存最古と目される『神道集』所収話では、王子が母の亡骸に残された乳房により三歳まで成長する間、「十二虎」がずっと「守護」したという。「十二虎」（東洋文庫『神道集』の訳は「十二頭の虎」）の実体は不詳ながら、「餘ノ虎」が王子を喰うのを守ったとあるので、虎のなかでも特別な存在であるのは確かだ。「十二」という数が「十二人の子供の山の神」などに関する聖数<sup>24</sup>である可能性からも、山の子神のような存在と考えられる。

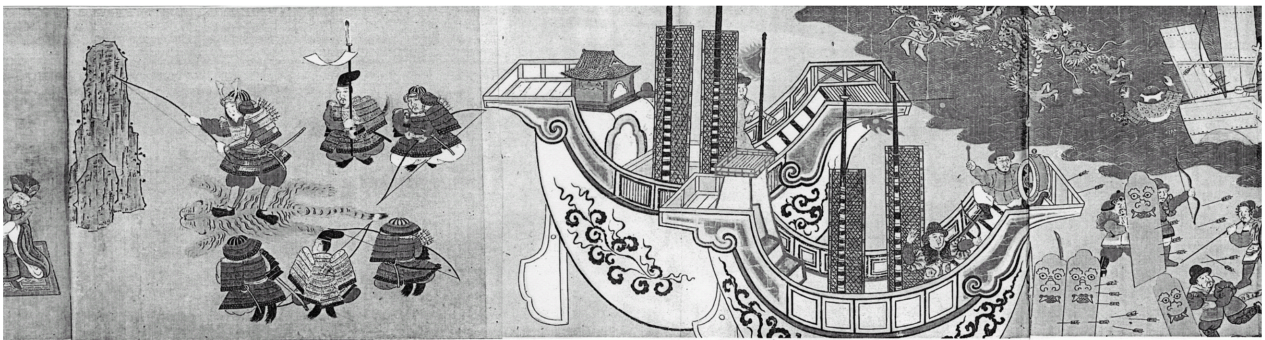
この虎の記述に関連すると思われるのが、『熊野の本地』絵巻の一つ、和歌山県立博物館蔵『熊野権現縁起絵巻』（三軸、寛永十四年（一六三七）奥書。『和歌山県立博物館所蔵 熊野権現縁起絵巻』勉誠出版、一九九九年）の本文で、そこには、母女御の亡骸を嗅ぎつけた「虎」に対して、「上の山の虎の王」が死体を損ねず王子を守ることを命じたので、「山中のけだ物」が交替で王子を養育したとある。また、東京大学国文学研究室蔵『熊野の御本地のさうし』（写本、一冊。日本古典文学大系）では、「山の虎狼」が王子を餌にしようと集まったところ、「その中にある虎」が三歳まで王子を養育すべしと諭した結果、「万の虎狼ども」が交替で守ったとする。それら山中の動物を統率支配するような「虎（の王）」にあたる存在は、大東急記念文庫（古梓堂文庫）蔵『くまの、本地』（奈良絵本、二冊。室町時代物語集）や井田等氏蔵『熊野の本地』（絵巻、一軸。室町時代物語大成）等では「山の神」「さんしん・山神」と称されている。間接的ながらそうした位相的な対応関係からも、異国天竺の虎を山の神が憑依・化身したものと見る認識が窺われる。『熊野の本地』の虎については、両義的で越境的な力をはじめ、鬼との共通性や毘沙門信仰との関連性などを指摘した永藤美緒氏の論考<sup>25</sup>に詳しいが、そこで注目された通り、絵巻の図画や奈良絵本・写本・版本の挿絵等には、「虎の皮」が敷物として何度も描かれる。それも、室



【図2】同右・中巻



【図1】武久家蔵『熊野本地絵巻』上巻  
(新編日本古典文学全集、小学館)



【図3】鷹飛原八幡宮蔵『鷹飛原八幡宮縁起絵巻』下巻 (『八幡信仰事典』、戎光祥出版)

町中・後期頃の制作とされる逸翁美術館蔵(酒井家旧蔵)本<sup>25</sup>をはじめとした古態の絵巻諸本に見えており、かなり早くになされた図様と思しい(上掲【図1】【図2】参照)。具体的には、山中徒歩の女御が難儀する場面をはじめ、王子出産、女御斬首、死骸授乳の場面などに描かれるが、それらの敷皮については本文に全く言及がなく、また女御が宮殿から追放される場面などには描かれないことから、まさしく山中で母子を守護する象徴として、室町期の絵師が独自に描き込んだものと解される。その解釈学的な図画化によっても、山の守護神としての虎の存在感を確認することができる。

虎の皮については、前稿に見た通り、『長谷寺験記』上6「唐朝馬頭夫人得端正成守護神事」に、死後に長谷寺の「護法善神」となった唐の馬頭夫人が示現する依代もしくは神体としての例がある。その虎の皮には、越境的な力だけでなく、「蹴殺す」行為などが示すところの荒ぶる鬼神的な呪力さえ感じられるが、そうしたイメージとどう関わるのか、議論を呼びそうなのが、いわゆる「八幡縁起絵巻」の神功皇后新羅征討をめぐる絵画の例である。それは、干満二珠により新羅軍を打ち破った神功皇后が勝利の印として岩に碑文を刻むという著名な場面の、皇后の足下に描かれる「虎の皮」のことであり、多くは甲乙二類のうち甲類本の絵巻諸本に見ることができ(上掲【図3】参照)<sup>26</sup>。そのまるで生きた虎を踏みつけたような図様は、自ずと新羅征圧を象徴するものと了解されるのだが、右に見た虎に関する認識を顧慮すれば、別の意味合いも窺えようである。例えば、新羅に上陸した神功皇后はその山の神としての虎にも守護されている、という含意はどうだろう。その際、当該場面の直前にある満珠の場面に、甲類本にのみ海中の敵兵を食べる龍王の活躍が描かれることも参考になるし、また当時、皇后が御子(のちの応神天皇)を身ごもっていたことも、『熊野の本地』の女御と王子との関連において無視できない。抑も、その『熊野の本地』と同様、絵に対する詞章に言及のないここでは虎の敷皮も、甲類本伝写のどこかの段階で描き込まれた可能性が高いが、それは、新羅・朝鮮の守護神と言え虎という固定観念、それに加えて龍虎という対の意識にも促された、むしろ皇后を歓待・護衛するといった、より独善的な意をもつてする描き込みではなかったか。いずれにしろ神功皇后を聖化するねらいに変わりはないものの、絵の象徴性としては朝鮮征圧とばかりは決めつけられないように思われる。

以上、虎についての山の神・山の守護神としての認識を確認してみたが、それに基づき崇峇峴のようなものが、前稿に取り上げた『日本書紀』欽明六年(五四五)十一月条をはじめ、『吾妻鏡』元暦二年(一一八五)六月十四日条や『宇治拾遺物語』第一五五・一五六話に見られないのは、それらが肉親を殺害さ

れたことに対する報復、縁者等を襲撃されたことに対する反抗・防衛としての「虎退治」の説話伝承だったからである。当然のことながら、島津氏が朝鮮で行ったような「虎狩」はそれとは本質的に異なる。「虎狩」に限らず、およそ狩猟という行為は、神罰的な崇答観や後述する生類殺生の罪業観から自由ではなかったはずだ。次節では、狩猟全般を視野に入れ、その文化史において島津氏による朝鮮虎狩を捉え直してみたい。

#### 四 狩猟文化史と島津氏の朝鮮虎狩

狩猟と言っても多種多様だが、ここでは支配階級の公家・武家のそれを中心に見てみたい。日本中世の狩猟文化史を構想した中澤克昭氏の論考<sup>27)</sup>によれば、平安王朝の鷹狩（放鷹）が天皇・公家によって継続的に行われたのに対して、鹿や猪などを獲物とする獣獵（巻狩）は、九世紀後半から天皇において、十二世紀以降は公家でも行われなくなり、専ら武家のみ継承されることとなった<sup>28)</sup>。その獣獵で代表的なのが、建久四年（一一九三）五月に源頼朝が富士の裾野で催した巻狩だが、但し、それも將軍主催としては二代頼家までで、以後は「武家首長の文化」として北条得宗家を中心に継承された。やがて鎌倉幕府の中枢部にも「平安王朝に形成された、穢の觀念や殺生罪業観、特に四足の獣の狩猟・肉食を忌避する觀念」が強まるにつれ、巻狩をめぐって御家人一般や在地社会との大きな差が生じることとなる。さらに室町將軍においては、鷹狩だけが盛んに実践され、その故実等の伝受にも積極的であったが、そこには「王朝の鷹狩文化を伝承していた公家たちが深く関与していたこと」を見逃せない。

そのように概括される日本中世の狩猟文化史のなかで、殺生罪業観などによる巻狩忌避が鎌倉將軍や武家首長にも及んだことの証拠とされるのが、北条得宗家と密接な関係にあり、北条一門を含む多くの武士が参加した、諏訪社の狩猟神事における「殺生正当化の言説」である。それは、將軍頼經の尋問により嘉禎四年（一二三三）に定められた「諏訪上社物忌令」をはじめ、十三世紀前半の史料には現れており、「諏訪の勘文」「諏訪の神文」などと呼ばれる四句偈「業尽有情、雖放生、故宿人身、同証仏果」<sup>29)</sup>に集約されて流布したものである。延文元年（一一五六）成立の「諏訪大明神画詞」では、「凡ソ当社生贄事浅智ノ疑殺生ノ罪去リ堅ニ似タリ」との非難に対して、「神勅」の同偈文をもって「結縁ノ方便」としての「生贄」の正当性が縷述される<sup>30)</sup>。そこに明らかな殺生罪業観などへの対抗言説としての素性は、ほぼ同時期（延文三年頃）の『神道

集』巻第十に収められる「諏訪明神縁起」末尾附載の託宣譚にも見ることができ。それは、嘉禎三年（一二三三）五月、長楽寺の寛提僧正が諏訪明神の供え物に不審を抱き、明神に祈請を込めて、なぜ多くの獣を殺すのか問い質したところ、夢の中で神前に懸けられた鹿・鳥・魚等が金仏となって雲の上に昇っていくのを見、その後、明神から「野辺ニスムケダモノワレニエンナクハウカリシヤミニナラマヨハマシ」の歌と「業尽有情、雖放生、故宿人天、同証仏果」の偈文が示されたという話で、併せて「哀哉、業尽有情、故ツト云ハ共助ラズ、故ニ且人天ノ胎ノ宿ヲ、終ニ仏果ヲ証セ也」という偈意も明記される。この託宣事件が先の「諏訪上社物忌令」の制定と時期的に重なるのは、偶然ではなからう。神への生贄・人の肉食の二面で解釈可能な件の偈文を核とする言説は、放生しても救われない獣類の殺生を、解脱成仏の名目によって肯定的に評価する意味で、「殺生功德論」<sup>31)</sup>などと称されるが、なおその生成当初の十三世紀前半にあっては、巻狩を忌避するようになった幕府中枢の「深刻な葛藤」をも物語っていたと見てよいだろう。

そのような狩猟神事・殺生祭神をめぐる情況は広く他の地域にも波及していた。その代表例の一つが、九州肥後国の阿蘇山麓で行われた中世巻狩の「下野狩」である。近年、新たに調査・紹介された下野狩の関係史料<sup>32)</sup>のうち、永青文庫所蔵「下野狩日記」上巻の最初の項目は、次のように記されている。

一、肥後国阿蘇郡下野之狩、日域無隠祭礼也、厥情以方便殺生超ニ菩薩万行ニ、名利善根勝ニ提婆五逆ニ、鹿野苑之悪王日々狩ル千鹿、殃屈摩羅尊者日々殺三千放下ス、終得菩提事真甚、亦切猪万ヲ既善惡之両輪也、此狩神武天皇自震旦皈朝之時、始彼魚、契約贄狩、鱈本地釈迦、天皇垂迹観音、定賜所之政也、一天泰平国家豊饒ニ当家繁栄之本懐也矣、……

「贄狩」としての下野狩の正当性を「方便殺生」説により説明し、狩った猪鹿を阿蘇の湖の魚すなわち釈迦を本地とする「鱈」（北宮大明神）に捧げる功德を強調するこれも、神仏習合・本地垂迹の思想に基づく「殺生功德論」にほかならない。諏訪社の例と重なることは明らかだが、その考えを端的に表した傍線部の偈文自体、実は諏訪明神が示したものであった。同じく神武天皇と北宮明神との「御約束ノ贄狩也」という下野狩の起源を語る『下野狩日記』下巻冒頭には、さらに阿蘇の祭神で神武の孫ともされる「健磐龍明（命）」を「御惣神」とする諏訪大明神との同体説（「万仏一鉢一神一流与云事此儀也」）が示され、そのあとに先の託宣譚に類似する話が記載される。それは、諏訪明神の祭礼に多くの鹿を供えるのを非難した隆弁僧正が、夢中、明神から涅槃經を根拠にした「方便殺生超菩薩万行、愛見之慈悲ハ過ニ提婆五逆罪」などの示現を

得て、考えを改めたというもので、一部異同はあるものの、下野狩もまたその偈文を標榜していたことがわかる。諏訪言説の影響力の程が窺われるわけだが、そうしたネットワークに自らを置いて、贅狩正当化の考え方をを受け継いだ阿蘇下野狩は、中世九州を代表する一大神事として天正六年（一五七八）まで行われた。同じ九州の地にあった島津家がその文化に接したであろうことは想像に難くない。

飯沼賢司氏の下野狩関係史料についての解題<sup>33</sup>によれば、「慶長十二年<sup>34</sup>三月四日<sup>35</sup>」の書写奥書をもつ永青文庫所蔵『下野狩日記』上・下の二冊は、上巻末尾に記された延徳三年（一四九一）に成立したこと、その前段階として南北朝期の阿蘇大宮司による神事口伝の記録があったこと、その一部は平安中期にも遡るなどが想定される。そのような由緒ある『下野狩日記』を慶長十二年（一六〇七）に阿蘇家奉行人の村山惟尚が書写・作成したのも、下野狩神事の復興を願ったことであつたという。しかし、小稿冒頭に触れた梅北一揆との関係で、「幼少の大宮司阿蘇惟光が秀吉の命で切腹させられて以降、神事として復活することはさらに困難となつた。」という当時の情勢は、島津家に直接関わって来たのである。

如上、狩猟神事を正当化する言説とその前提にある根深い殺生罪業観を中心とした禁忌の観念が、朝鮮で虎狩を行った島津の人々にとつても無縁ではなかつたことを窺ってみたが、もとより、中世島津家にゆかりの南九州の地でも、鎌倉期より大隅正八幡宮の祭儀として守護の主宰する狩猟が盛大に行われていた（十三世紀頃は年に八月・二月の二度）。『薩藩旧記雑録』所収文書によつてその実態を考察した千葉徳爾氏の著書<sup>36</sup>には、狩倉を重要資源としていた地頭たちが右の狩猟祭儀に人的動員等の強力な奉仕をしたこと、守護が行う狩猟としてほかに「支配地巡察」のような「国廻り狩」（のちの「関狩」）があつたことなども指摘される。それら中世の祭儀的狩猟になじんでいた島津家が、山の神への信仰や禁忌といった伝統的観念を受容していたことも疑いまいだろう。また、既述した久保のように、当時の島津の人々が狩猟を好んだこと、それも鷹狩だけでなく鹿・猪の獣狩もよくしたことは、千葉著書に何度も取り上げられる天正期の『上井覚兼日記』のほかに、久保・忠恒の父義弘が行つた狩場・鷹野の具体的地名を列挙し、「一日三百六十六丸」取る宍狩の由来等を物語る記事（『加治木古老物語』所収「義弘公御狩之事」）などに確認することができる。

そうした島津氏の狩猟に実際どれ程の罪業観が存したか定かではないが、少なくとも鷹狩よりも獣狩（巻狩）にそれが強かつたことは確かだ、鷹狩を好んで行つた織田信長・豊臣秀吉に「鹿狩をした形跡がない」<sup>37</sup>というのも、その証

拠であらう。それは彼らの拠点が伝統的観念を重んじる京都に近かつたことも要因とされる。これに対して、家康・秀忠・家光という徳川三代は、十七世紀前半、「鷹や鷹の獲物の献上・下賜」を「支配を象徴する国家的な儀礼」<sup>38</sup>とする一方で、京都から遠く離れた江戸近郊や遠江などで大規模な鹿・猪を獲物とする狩猟も行った。そのねらいは、源氏將軍すなわち頼朝・頼家の巻狩を再現して、自らの軍事力を誇示することにあつたが、そこで念頭に置かれた例の富士巻狩のイメージは、その詳細を物語る『曾我物語』や能・幸若舞・浄瑠璃などの曾我物、あるいはそれらの図画等を通じて醸成されたものだろう。先の『下野狩日記』下巻には、「奥野狩・富士野狩」と比肩して自らの「笠物狩」としての由緒を誇示する記事がある。「奥野狩」は、安元二年（一一七六）十月に伊東祐親が伊豆奥野で催した巻狩のことで、工藤祐経が祐親の子祐泰を殺害するに及ぶ、いわゆる曾我兄弟仇討の発端となる事件が起きたことで知られ、もう一つの「富士野狩」は、言うまでもなく建久四年五月に頼朝が催した巻狩のことで、件の仇討が果たされたことで周知される。さらに同書下巻の、頼朝が使者を遣わして下野狩の「狩立物御行騰」について尋ねさせたことを記す箇所の中には、「昔頼朝治世之御時、富士野の御狩候也、曾我依致緩怠儀、其時斗彼狩候なり」と、頼朝の富士巻狩に関してことさら曾我仇討という失態・無礼に言及している。飛躍を恐れずに言えば、そのように曾我仇討と観念連合化した富士巻狩の先蹤イメージは、島津家朝鮮虎狩伝承の光と影を考える上でも軽視できない。

『吾妻鏡』建久四年五月の富士巻狩関係記事のうち、その二十七日条には頼朝の御前に走り来た「無及大鹿一頭」を「究竟之射手」の工藤景光が射取ろうとして果たせず、景光自ら「是則為「山神駕」之条無疑歟。運命縮畢。後日諸人可「思合」と慨嘆したところ、実際その晩に発病したことが記載される。その「山神」が乗り移つた大鹿に弓を引いたための神罰にほかならない「怪異」にも拘わらず、翌日も巻狩が決行されて、曾我兄弟の仇討が果たされたという。これと微妙に関連するのが、『曾我物語』が語る新田四郎の大猪退治譚である。真名本『曾我物語』巻第八のそれは、「矢二つ負ひながら」走り下つてきた「猪の大王」を、新田四郎忠経が「逆様」に乗って腰刀で刺して仕留めたという話で、当日第一の「見物」であつたと語られる。他方、仮名本『曾我物語』巻第八の話は、新田が狂暴な猪を逆様に乗って仕留めるまでは同様だが、その猪が「富士の裾、かくれいの里と申所の、山の神にてぞまし」ける。凡夫の身のかなしさは、夢にもこれをしらずして、とゞめにけり、御とがめにや」と、その後、新田が謀叛の嫌疑をかけられ非業の死を遂げるという後日譚を有する（古態の



太山寺本などもほぼ同文)。このうち「猪の大王」を「山の神」とは記さない真名本の話には、むしろ「聖なる供儀としての矢立ての大猪を仕留める」ことを名譽とする「狩庭の論理」が貫通するという<sup>37</sup>。これに対して、仮名本の該話は、『吾妻鏡』と同様、あくまで「山の神」の崇拝を主題として、それへの強い畏怖を物語る。その仮名本の類が室町後期から江戸期にかけて広く流布したことからすると、戦国期以降の富士巻狩伝承には山の神による崇拝観が附着していた可能性が高い。抑も、島津家の朝鮮虎狩伝承に神罰的な崇拝観の方が強く看取されるのも、そうした富士巻狩伝承が先蹤イメージとして影を落とすしているからだと考えられる。なお、神奈川県立歴史博物館に所蔵される『曾我物語』絵巻(二箱二十四巻、もと三箱三十六巻か)は、石川透氏によれば、豪華な外箱に多くの「丸に十の字」の家紋を入れさせた島津家の注文によって、寛文・延宝頃に制作されたことが考えられる<sup>38</sup>。そうした近世前期の島津家における「文化環境」<sup>39</sup>なども参考になるだろう。

## 五 朝鮮虎狩の意味と島津家伝承の再編

最後に、朝鮮虎狩のもつ意味について、若干の私見を述べてみたい。まず秀吉にとってのそれに関して言えば、各々の実態はともかくも、朝鮮で行われた多くの虎狩は太閤秀吉が命じたものとして統一的に考えられる点、何より重要だろう。また、その虎狩のありようも、王権における狩猟の象徴的な意味合い<sup>40</sup>に適合する部分が少なくない。例えば、王の生命力を附与・賦活する点、老身で病がちであった秀吉の養生・薬用のため虎の肉等を求めたところに明らかであり、さらに、狩猟自体の統括・国土の領有を意味する禁猟支配や獲物撰取についても、先の島津義弘に対する「文禄四年四月廿八日豊臣秀吉朱印状」の「此上不入候間、狩以下一切無用候」という以降の虎狩禁止<sup>41</sup>、「文禄三年十二月廿五日浅野長吉・木下吉隆連署奉書」における虎献上の際の必要部位や塩漬けという処理方法等の具体的指示に、その片鱗が窺える。

そうした秀吉主催の朝鮮虎狩の意味を考える上では、朝鮮出兵直前の天正十九年(一五九二)十一月、秀吉が美濃・尾張・三河に遠征して大規模な鷹狩<sup>42</sup>「大鷹野」を催したことは見逃せない。知られるように、その大鷹野の意図について、ルイス・フロイスは「約五百年この方、華やかに祝われている頼朝(の巻狩り)への(人々の)回想を弱しめること」と「困苦(を伴う)シナ(征服)事業について、彼ら《日本の武将たち》が抱き続けている苦悩を、悦楽でもって緩和させること」という二つを指摘したが<sup>43</sup>、とくに前者に注目し、さらに

「秀吉が帰洛した時に、その行進を天皇・公家にも見物させ、獲物を配っていること」を重視する先掲の中澤論文<sup>44</sup>は、「頼朝とは異なる演出で、みずから朝廷との関係を示してみせた。」と意味づけている。頼朝の富士巻狩に関する人々の強烈な記憶を弱らせ、自らの大鷹野をそれに代えようとした秀吉の構想は、別の意味合いで朝鮮虎狩にも及んでいたのでないか。その初例と目される亀井茲矩が狩猟した生け捕りと思しき虎は、京都に運ばれて観覧に供された可能性がある<sup>45</sup>。一見、大鷹野と同じく朝廷との関係確認システムのようにも思えるが、以後、それが慣例化した形跡はない。朝鮮虎狩は、やはり王としての秀吉の権力、とくに軍事力による領有支配権を誇示する狩猟として、むしろ頼朝の富士巻狩に重ねて考えるべきだろう。頼朝の如く、秀吉に朝鮮の山野において神意を伺う意図があったかどうかは確定し得ないが、鹿・猪よりもはるかに荒々しい野生<sup>46</sup>自然を象徴する虎の巻狩は、紛れもなく頼朝巻狩に取って代わるインパクトを与えたことだろう。朝鮮虎狩は新たな秀吉巻狩の創設を含意していたように思われる。

そうした脱頼朝と言うべき秀吉の構想に対して、遅ればせながら島津氏もよくそれに応えたと言ってよい。その虎狩伝承にも先蹤としての頼朝の富士巻狩イメージがあったこと、それゆえ神罰的な要素を含んでいることなどは、述べた通りだが、それはまた秀吉の構想とは異なる展開を遂げたものと思しい。その手懸かりとして、先掲「虎狩概要文書」の二頭目の虎狩に関する「暫時<sup>クワツ</sup>又一虎走り出<sup>ツ</sup>。義弘公・忠恒公御座近<sup>ク</sup>。駈来<sup>リ</sup>。戦<sup>ヒ</sup>。人皆冷<sup>シ</sup>膽<sup>キ</sup>。忠恒公、怪<sup>ム</sup>。義弘公、有<sup>レ</sup>恙<sup>シ</sup>。」(「都城屏風」)、「暫ありて、又ひとつ出。人皆是を見、義弘・忠恒の立所近く馳来らんかと肝をけす。か、りける処に、忠恒は老父義弘の恙あらむ事を怪しみ、……」(「黎明館絵巻」)という冒頭部分に再び注目したい。繰り返しになるが、この二頭目の虎が義弘・忠恒の御座近く駈け来たるのではないかと皆肝を冷やし、忠恒自身も老父の身に危害が及ぶのを案じたとする表現は、「虎狩概要文書」に先行する虎狩資料群には見出せない。まず『島津世祿記』は、「又一虎突出<sup>ス</sup>。馬。執鞭之士権右エ門尉<sup>ト云</sup>者冒<sup>カシ</sup>進<sup>ン</sup>。欲<sup>シ</sup>レドモ捕<sup>レ</sup>ト之<sup>ヲ</sup>。而<sup>モ</sup>乃<sup>シ</sup>反<sup>シ</sup>噬<sup>シ</sup>殺<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>。」という簡略な記載に止まり、「征韓録」では、一虎が囲みに籠ったものの全く出てこないで、忠恒が舍人の上野権右衛門に向かつて「三<sup>ニ</sup>等<sup>ノ</sup>アノ虎追<sup>ヒ</sup>出<sup>ス</sup>ベキヤ」と言ったところ、彼は「我此猛虎ヲ切殺テ、誉名ヲ子孫ニ可<sup>レ</sup>遺」と斬りかかって行ったとする。『薩藩日記雑録後編二』所収1475・1478文書や「島津世家」なども、これとほぼ同様の記載である。それらに対して、およそ『島津世祿記』と『征韓録』との中間時期(万治三年(一六六〇)六月十日、時に関助八十二歳)に録された「奥関助覚書」には、囲みに

入った虎を追い出す侍のないことに義弘が激しく立腹、同じく忠恒も勇者なきことをひどく憤ったとあり、その後、伝令として上野権右衛門という中間で忠恒の馬の右方口を取って控えていた者に、忠恒が「虎を追い出し申せ」と命じたという、最も詳細な叙述が残されている。『征韓録』も「蔭森タル中ニ居テ不出。兎ヤセン角ヤアランナド、評議刻ヲ移ス折節、頻ニ一村雨降テ、火繩ノ火悉ク消テ、大形鉄砲ハ当用ニ適難クテ、弥難儀ニ見エケル処ニ」と、狩猟には困難な状況を具体的に伝えてはいるものの、「奥関助覚書」が明記する薩摩武士の活券に関わるような主君憤慨といった事態は記されていない。比較的に事実を録したと思える「奥関助覚書」は、さらに上野権右衛門が虎との死闘に至る様子を次のように活写する。

権右衛門参候て、「虎を追い出し申せ」と被成御意候。「畏候」と申候て、御馬の口をゆるし、御両殿様御座候より右の方を串目に附上り、高き山五六分程より横に拾三四間焼野を参り、其時は権右衛門姿は下より見得申候。夫より高き冬野のす、き原に入申。薄の中をわけて参り候に、薄の裏動き申候を、下より皆々御覽被成候。薄の中を権右衛門拾二三間参候時分、高き山の絶頂より、虎、権右衛門を見附、高声にいがみ申候事、中々おびた、しき様子にて、地もうごく様に御座候。則虎はせんちやうより下り、一飛に飛掛り権右衛門を噛み殺し、高薄より上に式三間なげ申候。権右衛門地に落着申候へば、虎は本の処に一飛に飛上り申候間、百間の上は御座候得共、内は御座有間敷由、皆々被申上候。……

これによれば、忠恒の命を畏まり承った上野権右衛門は、馬の口取りを他に譲り、両殿の御座より右方を登って、山の五六分目程より横に焼野を進んで、薄の原に入ったという。そこに虎が山頂より飛び掛かって権右衛門を噛み殺し、その躰を高い薄より上に二三間投げ上げたわけで、傍線部にある通り、その一連の光景を義弘・忠恒ら一同は下から見上げていたことになる。それは、一頭目の虎狩のところで、「則忠恒様、御馬御乗越被成御覧候。其時、別府舎人・奥関助、御馬の口を取、二人御供申候。」と、同じく忠恒の馬の口取りであったという奥関助、すなわち当該覚書の話主・記主である彼の、現地で実見に及んだ視点からなされた記憶の描写にはかならない。そこからは、少なくとも二頭目の虎が義弘・忠恒に迫り来るような危険な状況は伝わらない。では、虎狩記録としては後の段階の「虎狩概要文書」に、そうした表現が加えられたはなぜだろうか。

文脈上は、忠恒の老父への思いが、山中で遭った虎の害から父を救った勇らかな孝子伝（『二十四孝』『楊香』）の故事へと連なる点に、その必然性を了解して

もよいが、結局それでは逆の因果関係になってしまふ。私見では、「虎狩概要文書」のそこにも富士巻狩伝承が投影されていると思われる。すなわち「虎狩概要文書」は、富士巻狩に関して前節に触れた、工藤景光が大鹿を射止められなかった場面の「爰無双大鹿一頭走来于御駕前」（『吾妻鏡』建久四年五月二十七日条）、『曾我物語』巻第八の新田四郎猪退治の場面の「かかる処に、上の峯より猪の大王下りけり。いづくにて何人にや射られけん、矢二つ負ひながら、曠り曠て鎌倉殿の御前に懸かりける。……既に鎌倉殿の御前近くなりければ、腰の刀を抜き禮禮中を五刀六刀差しければ、鹿は低様に動ど二（まる）びぬ。」（真名本）、「幾年ふる共しらざる猪が、……御前ちかうなりければ、「よしや、新田、よしや、忠綱」とぞおほせ下されけり。」（仮名本）に共通して見える「頼朝の御前近く」という表現を踏まえたのではないか。そのねらいは、老父義弘を頼朝に、そして彼を氣遣う子息忠恒を、その場には見えないが、頼家に擬えるためであったと解される。『吾妻鏡』建久四年五月十六日条によれば、頼朝の嫡男頼家は「富士野御狩」が開始されたその日初めて鹿を射止めた。大いに喜んだ頼朝はこのあとの狩を中止し、晩に至って「山神矢口等」の祭を執り行つたが、頼朝と頼家が行騰を敷いて座すところから始まったその儀式は、「神によつて彼が「將軍の家督」とみなされたことを人々に認めさせる効果」をもつていたとされる<sup>45</sup>。亡き久保に代わつて、その弟の忠恒が出陣することで、家督を相続することが示唆される鳥津家の状況を、源氏將軍家のそれと重ね合わせることは無理ではない<sup>46</sup>。既に『征韓録』において久保と忠恒の差別化はなされていたが、さらに異国朝鮮の山の神によつて忠恒が認められる意味での虎狩伝承は、新たな鳥津家太守・初代薩摩藩主の誕生を予祝する物語へと再編されていたものと思われる。

周知の通り、朝鮮虎狩当時を含め、長らく近衛家との関係で藤原姓を名乗っていた鳥津家は、江戸前期の寛永七年（一六三〇）頃から、家祖忠久の頼朝実子説に拠る源姓を使用し、同二十年完成の『寛永諸家系図伝』において、清和源氏為義流を公称、頼朝の末裔として自らを位置づけた。それ以降の鳥津家にとって、源氏將軍家に擬えるような右の趣向は十分にあり得たことだろう。秀吉の構想に背くような鳥津家の朝鮮虎狩伝承のさらなる再編は、同時に徳川將軍家の頼朝への思いに通じるものでもあった。

おわりに

以上、鳥津家朝鮮虎狩伝承について考察を試みたが、改めてその内容を整理・

要約することと結びとしたい。

文禄期に島津義弘らが朝鮮で行った虎狩に関する伝承は、近世江戸期にはおよそ四段階に区分できるような展開を見せたと考えられる。すなわち、(1)十七世紀前半、「奥関助覚書」のような陣中体験記に繋がる虎狩の記憶を語り継ぐ時期、(2)十七世紀中～後半、それらの記憶・記録に基づき『島津世禄記』『征韓録』という軍記的史書に虎狩を武功として記載する時期、(3)さらに十八世紀初めにかけて、その虎狩の様子を屏風・絵巻に描き「虎狩概要文書」を作成・附載して単独作品とする時期、(4)それ以降、「虎狩概要文書」をもとに「虎狩」「虎狩物語」等の教材や注釈書を作成する時期である。但し、(1)の「奥関助覚書」作成と(2)の『島津世禄記』成立の時期が結果的に前後し、(2)の『征韓録』成立と(3)の屏風制作の時期が接近しているように、その区分は、厳密な歴史的時間のそれよりも、虎狩資料のテキストとしての位相的展開のそれを意味するものである。ともあれ、そのうち重要な変容・再編を伴う点で注目されるのは、(2)の史書記載の段階と(3)の単独作品化の段階である。小稿では、まず(3)の「虎狩概要文書」における故事引用に見出される否定的ニュアンスについて、その要因を(2)の『征韓録』巻之三「虎狩之事」と同巻之二「久保主射虎之事」との繋がりなどに求めて、そこでの久保・忠恒兄弟の扱いの差別化と虎Ⅱ山の神への畏怖から生じる崇咎観を指摘した。次に、その虎狩伝承の影のような部分の由来を、日本の虎・虎の皮に関する伝承イメージや狩猟文化史における殺生罪業観などに探り、さらに室町期以降の源頼朝の富士巻狩伝承に山の神罰的な崇咎観が附着していた可能性を想定し、その先蹤イメージが島津家の虎狩伝承にも影を落としていると考えた。最後は、そのような富士巻狩の投影によって、(2)から(3)に進む段階では、頼朝・頼家という源氏将軍に義弘・忠恒父子を擬える趣向が凝らされて、新たな島津家太守の誕生を予祝する物語へと再編されていると捉え直した。それこそ、近世島津家が後世に誇るべく虎狩伝承に見出した新たな光であったと言える。

もちろん残された課題は多い。(1)の「奥関助覚書」等の細かな検討、原資料的なそれと(2)の軍記的史書との比較、さらに(3)の図画資料との対比、その図像自体の分析などが重要であると思われる。とくに(3)の屏風・絵巻にも、頼朝の富士巻狩に関する図像からの影響が認められるなかで、一部見逃せない富士巻狩図との相違も存する。それら諸課題については、続考を期したい。

注  
(1) 山口眞琴「へからくにの虎」をめぐる朝鮮・中国観について」(『東アジアの今昔物語集—翻訳・変成・予言』勉誠出版、二〇一二年七月)。

- (2) 保立道久『物語の中世—神話・説話・民話の歴史学』(東京大学出版会、一九九八年)第六章「虎・鬼ヶ島と日本海海域史」(初出一九九三年)。
- (3) 大日本史料、同総合データベース、大日本古文書などに拠る。
- (4) 山本博文『島津義弘の賭け』(中公文庫、二〇〇七年再版。初版二〇〇一年)第三「島津家最大の危機」。朝鮮出兵時の失態は、義弘自ら「日本一の遅陣」と称して有名(『薩藩日記雑録後編二』所収883文書「文禄元年五月五日島津義弘書状」)。
- (5) 『島津家文書之二』所収・三九五「豊臣秀吉朱印状」。「虎之儀被仰遣候之処、即、二、肉骨腸、色々取揃、入念到来、別而悦思召候、此上不入候間、狩以下一切無用候、猶石田治部少輔可申候也」。なお、傍点部の「即」は字形的には問題ないが、文脈は「頭(二つ)」の方が通りやすい。『島津の国宝と篤姫の時代—東京大学史料編纂所20万点の世界—』(九州国立博物館、二〇〇八年)では「頭」と翻字される。
- (6) 鈴木彰「文芸としての『覚書』—合戦の体験とその物語化」(『文学』隔月刊16—2、二〇一五年三月)。
- (7) 『島津家文書之四』所収・一七八九「浅野長吉(長政)・木下吉隆連署状」。『征韓録』所掲の奉書は「木下吉俊」と別名表記する(『薩藩日記雑録後編二』所収755・748文書、『島津世家』も同じ)。なお、ほぼ同文の奉書が「吉川家文書」にも存するが(『吉川家文書之一』所収・七六九「浅野長吉・木下吉隆連署奉書」)、吉川広家はその直前、文禄三年十二月頃に生け捕りにした虎を秀吉に献上し(同右・一三二「文禄三年十二月廿日豊臣秀吉朱印状」、七六六「同木下吉隆添状」)、さらに文禄四年四月頃には同じ「豹」を献上したことがわかる(同右・一三三「文禄四年四月廿二日豊臣秀吉朱印状」)。
- (8) 北川鐵三校注『第二期戦国史料叢書6 島津史料集』(人物往来社、一九六六年)「征韓録【解題】」。
- (9) 十六世紀の戦場体験を記し留めた「覚書」の十七世紀における必要性、中世の語り物文芸からの影響などについては、注(6)鈴木論文に詳しい。
- (10) 内倉昭文「史料調査報告 黎明館所蔵『虎狩絵巻』について」(『黎明』19—4〔75〕、二〇〇二年三月)。そのほか該論は、狩野常信に学んだ「小浜常慶」(生没年不詳)が「虎狩ノ御屏風」を描いたとする井上良吉著「旧薩藩画人伝(夢想軒蔵)」の記事を紹介し、また『黎明館絵巻』の制作時期については、重富島津家伝来という由緒から、同家再興の一七三七年より後、十八世紀半ばから終わり頃と推測する。なお、前者の小浜常慶(清兵

衛・雅丈) 作者説は、薩摩出身の絵師・木村探元の談話を筆録した『三暁庵談話』(『三暁庵雑誌』、『三暁庵隨筆』などとも、宝曆十二年(一七六二)閏四月・福昌寺疎山跋)を典拠とする。さらに、内倉昭文「重豪の時代と『鹿兒島の三大行事』」(『アジア遊学』90)鳥津重豪と薩摩の学問・文化近世後期博物大名の視野と実践」勉誠出版、二〇一五年一〇月)には、虎狩の屏風・絵巻が関ヶ原合戦のそれに「置き換わるもの」であったという可能性も指摘される。

(11) 『都城島津伝承館展示図録 都城島津の至宝―実物史料でみる都城と島津の世界―』(都城島津邸、二〇一〇年)に「虎狩の概要を示す文書」として紹介されるのを参照した。なお、同書は虎との格闘や虎の運搬などの図像を中心に、都城島津邸蔵「高麗虎狩図屏風」と九州国立博物館蔵「島津家朝鮮虎狩絵巻」の比較を行って貴重である。また、奉書・朱印状・「虎狩概要文書」の三点の文書は、『黎明館絵巻』ではむろんのこと、『都城屏風』においても貼付されているのではなく、それと見えるように直接描き込まれている。原作ではない証拠であらう。

山口眞琴  
(12) 山西健夫「IV 啓四郎の文化的営み―啓四郎が鹿兒島に遺したものの―」(慶長之役合戦図屏風の復元)、『鹿兒島市立美術館・鹿兒島大学附属図書館合同企画展「木脇啓四郎描く―幕末・明治の薩摩藩文化官僚の画業―」鹿兒島大学附属図書館、二〇一三年二月)、同「慶長之役合戦図屏風」(同企画展・学芸講座発表資料、二〇一三年三月)。

(13) 現存の尚古集成館本については、もとは島津家久(忠恒)ゆかりの屏風、もしくはそれを第三代藩主綱貴の三男の久儔が模写したものに由来し、それを近代になって木脇啓四郎が模写しようとして中断、中島信徴が制作を引き継いで、明治三十六年(一九〇三)に完成させたものとされる。

(14) 大阪市立大学附属図書館蔵本に拠る。例言には「本書は、大正十三年都城図書館主催、都城出身古今墨蹟展覽会出品物を主とし、更に洩れた四五の人をも加へて是に略伝を附し、一冊にまとめる事とした。」とある。

(15) 例えば、東京大学史料編纂所蔵「虎狩」(島津61)の後半(「虎狩概要文書」注釈に相当)冒頭に「虎狩の書は島津図書久通の述作なり」と明記される。鹿兒島県立図書館蔵「虎狩」(K237855)の冒頭も同じ。これに対して同右蔵「虎狩物語」(K237862)の前言には「虎狩」の原作者は詳かならず豊公征韓後間もなく高柳某の筆に成るものと称せらる」とある。その「高柳某」は『征韓録』跋に草稿の修正等を行った一人として記される「高柳行文」であらう。

(16) 九州新幹線全線開業記念黎明館企画特別展図録「大阪がやってきた!」(古代から近代 鹿兒島とのつながり)、『鹿兒島県歴史資料センター黎明館、二〇一一年九月)内倉昭文氏の教示による。

(17) 『黎明館絵巻』「虎狩概要文書」に拠ったと見られる注(15)の「虎狩」『虎狩物語』では、「島津守右衛門尉彰久の郎等」(東京大学史料編纂所蔵)などと、いずれも「彰久」に訂される。

(18) 典拠はいわゆる『二十四孝』だが、日本に伝わったテキストの三系統(全相二十四孝詩選系、日記故事系、孝行録系)のうち、「楊香跨虎」という標題を有する「孝行録系」の文章と密接に関わる。黒田彰「孝子伝の研究」(思文閣出版、二〇〇一年)I・二「二十四孝の研究」参照。

(19) つとに『寛永諸家系図伝』に「朝鮮唐島にて病死」(続群書類従完成会、一九八〇年)とある。なお、江戸末期の『征韓武録 三』(桑武堂正名著、安政三年(一八五六)自序)には、久保の死因に関して、落馬事故死説、反逆者暗殺説、漢人射殺説があったと言及される。結局は、それらを附会と斥けて「寒疾」病死説を再確認するのだが、そのように諸説取り沙汰される程に、彼の死去は、島津家太守としての家督継承上、大きな波紋を呼んだことが窺われる。

(20) 「寛永諸家系図伝」の草稿本「義弘」譜にも、「文禄元年於朝鮮征伐の時、義弘与其子久保走從其軍、已過都門征平安道、而後久保俄嬰微恙不幸短命、同二年於唐島逝去矣。弟忠恒継家督到朝鮮」(内閣文庫蔵・156-0015、全31冊、写本、内務省地理局旧蔵)と記される。しかし、同書の献上本では「文禄元年、秀吉朝鮮陣のとき、義弘命をうけて子久保とおなじく渡海して、朝鮮の都にせめいり、平安道をうつ。其後久保俄に病にかかり、翌年唐島におゐて卒。このゆへに弟忠恒かかつて朝鮮にいたる。」(内閣文庫蔵・特076-0001、全186冊、写本、紅葉山文庫旧蔵。続群書類従完成会)とあって、「不幸短命」の文言は消えている。国立公文書館HP創立40周年記念貴重資料展I「歴史と物語・語られる戦国時代」参照。

(21) ほかに『薩藩旧日記雑録後編二』所収1476・1575文書、『本藩人物誌』巻之十など。

(22) 依田千百子『朝鮮神話伝承の研究』(瑠璃書房、一九九一年)第二部・Ⅲ「朝鮮の虎の文化史的意味―山神と権力のシンボル―」、李惠燕「韓国古代の山神について―『三国遺事』を中心として―」(『東北学』10、二〇〇四年四月)参照。また『三国遺事』に関しては、最新の成果としての『アジア遊学』169「『三国遺事』の新たな地平―韓国古代文学の現在」(勉誠出版、

- (20) 二〇一三年一月)に収められる袴田光康『三国遺事』研究の始発と現在、同『三国遺事』における神仏習合―帝釈信仰と護国思想」、増尾伸一郎『三国遺事』にみる道教と花郎国仙―李能和『朝鮮道教史』を手がかりとして』等参照。
- (23) 千葉徳爾『続狩獵伝承研究』(風間書房、一九八四年第三版。初版一九七一年)第二部・第一章「山の神とオコゼから」。
- (24) 永藤美緒『熊野の本地』に描かれた虎』(『説話文学研究』38、二〇〇三年六月)。
- (25) 佐々木丞平・並木誠士・安田篤生・原口志津子「『資料紹介』熊野本地絵巻(逸翁美術館蔵)について」(『京都大学美術史研究室紀要』6、一九八五年)。ほかに絵巻としては、パーク・コレクション蔵本(在外奈良絵本)、天理図書館蔵元和八年本(室町時代物語集)、武久家蔵本(新編日本古典文学全集)等に同様の敷皮が見える。
- (26) 中野幡能編『八幡信仰事典』(戎光祥出版、二〇〇二年)「通覧・八幡縁起絵巻」、宮次男「八幡大菩薩御縁起と八幡宮縁起」(初出一九八五―六年)等参照。
- (27) 中澤克昭「日本中世狩獵文化史論序説」(『狩獵と供儀の文化誌』森話社、二〇〇七年五月)。
- (28) 中澤克昭『中世の武力と城郭』(吉川弘文館、一九九九年)第一部・第一章「王権と狩獵―後鳥羽院・神泉苑・鹿狩―」によれば、その唯一の例外が、頼家の狩獵に刺激され建仁二年(一一〇一)頃から頻繁に狩獵を行った後鳥羽上皇で、鷹狩のみならず巻狩も行ったことが『明月記』等で知られる。
- (29) 偈中の「人身」は「人天」「人中」などとも。その四句偈を伝えるのは、『神道集』巻第十「諏方縁起」、『琉球神道記』巻第五「諏訪明神事」などの諏訪明神縁起のほか、『溪嵐拾葉集』巻第四「諏訪明神託宣事」や覚如「口伝鈔」上・奥書、『狂言記』「左近三郎」(「鹿狩」)など。
- (30) 新編信濃史料叢書第三巻に拠る。注(28)中澤著書第一部・第二章「狩獵神事と殺生観―在地社会と武芸(一)―」(初出一九九六年)参照。
- (31) 平雅行「殺生墮地獄観と動物供儀」(『部落史史料選集 第一巻』部落問題研究所出版部、一九八八年二月)、同「日本の肉食慣行と肉食禁忌」(『アイデンティティ・周縁・媒介―日本社会―日仏共同研究プロジェクト』吉川弘文館、二〇〇〇年八月)。
- (32) 飯沼賢司編『阿蘇下野狩史料集』(思文閣出版、二〇一二年)。
- (33) 注(32)飯沼編著所収「永青文庫所蔵『下野狩日記』『下野狩旧記抜書』および関連文書等の解題」。
- (34) 千葉徳爾『狩獵伝承研究』(風間書房、一九八四年第三版。初版一九六九年)本論第二章「日本狩獵史の諸問題」。
- (35) 中澤克昭「狩る王の系譜」(『人と動物の日本史2 歴史のなかの動物たち』吉川弘文館、二〇〇九年一月)。
- (36) 注(35)中澤論文。
- (37) 二本松康宏「曾我物語と狩り」(『曾我物語の作品宇宙』至文堂、二〇〇三年一月)。
- (38) 石川透『奈良絵本・絵巻の展開』(三弥井書店、二〇〇九年)第四編・第六章「『曾我物語』の奈良絵本・絵巻について」(初出二〇〇四年)。
- (39) 特定研究「語り物文芸の絵画化と享受環境に関する基礎的研究」研究代表者・宮腰直人編『研究成果報告(曾我物語)の絵画化と文化環境―物語絵・出版・地域社会』(国文学研究資料館、二〇一六年三月)参照。
- (40) 注(28)(35)中澤論文、参照。
- (41) 「朱印状」では以降の虎狩を禁じた秀吉だが、実際は「文禄四年五月七日寺沢正成(広高)書状」(『島津家文書之四』所収・一七九五)にて、「虎狩」および「虎のあたま并にく」の献上を島津義弘らに再度命じている。
- (42) 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史2 豊臣秀吉篇II』(中央公論社、一九七七年)第三章。
- (43) 注(27)中澤論文。なお、大鷹野の要因分析等に関しては、山名隆弘「太閤秀吉の鷹狩」(『国学院雑誌』70―10、一九六九年一〇月)『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂、二〇〇六年)に詳しい。
- (44) 亀井氏の場合、「(三五号)文禄元年十二月廿一日豊臣秀吉朱印状」(湯浅隆・小島道裕「資料紹介」石見亀井家文書」『国立歴史民俗博物館研究報告』45、一九九二年二月)に「去十日書状加披見候、殊狩取虎到来之、誠希有之事候、別而悦思召候、即京都へ被差上候、……」とあるのをはじめ、『亀井茲矩伝』第十三巻などによれば、文禄元年十一月二十一日に催した狩で大虎を見付け、茲規自身が鉄砲二発で狩獲、肥前名護屋の秀吉に贈ったが、喜悅した秀吉はそれを京都に輸送し後陽成天皇の観覧に供したようである。この時の虎は、注(7)の吉川氏の例と同じく生け捕りであった可能性が高い。
- (45) 坂井孝一「曾我物語の史実と虚構」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。同趣の指摘はつとに注(34)千葉著書に見える。坂井著書では、『吾妻鏡』の「頼

家射鹿」「山神矢口等祭」や「工藤景光逸大鹿」の怪異譚などは、鎌倉武士の感覚や信仰に基づく「狩猟者の物語」としての「曾我記」を原拠にした可能性が指摘される。なお、近年の小林直樹『吾妻鏡』における頼家狩猟伝承―北条泰時との対比の視点から―（『国語国文』80―1、2011年1月）では、頼家の狩猟伝承が北条泰時との対比のもと「負の側面」「暗い影」を有していると捉え返され、当該場面に関しても『吾妻鏡』の編纂者は、矢口祭における頼家の謝意が富士の山神に納受されたかについては懐疑的な姿勢を滲ませている」との尖鋭な分析がなされる。

(46) 結局、島津義弘は当主にはならず、その兄義久から忠恒へ家督讓渡がなされたと考えるのが有力だが、『寛永諸家系図伝』『義弘』譜に「義久子なきによりて、家督を義弘にゆづる。」とあるほか、『島津世祿記』巻第五「二義弘主父子軍功之事。付久保逝去之後。忠恒継家ノ統ヲ渡ル朝鮮事。并人数帳之事。」といった題目が示す如く、とりわけ朝鮮出陣とその軍功においては、義弘・忠恒父子が家督継承関係にあったという見方そのものは排除できないだろう。

※ 注記した以外の使用テキストは以下の通り。『宇治拾遺物語』『万葉集』 新日本古典文学大系、『島津世祿記』『島津世家』『本藩人物誌』『加治木古老物語』 鹿兒島県史料集、『薩藩旧記雑録後編二』 鹿兒島県史料、『征韓録』 東京大学史料編纂所蔵（鹿兒島大学附属図書館玉里文庫蔵、参照）、『征韓武録』 同玉里文庫蔵、『奥関助覚書（奥関助入道休安覚書）』 同玉里文庫蔵『諸旧記 上』（同玉里文庫蔵『奥関助覚書 忠恒公御上洛』朝鮮御渡海虎狩迄ノ拔書』参照）、『島津家文書』 吉川家文書』 大日本古文书、『三國遺事』 譯註三國遺事、『日本書紀』 新編日本古典文学全集、『神道集』 神道大系、『長谷寺験記』 新典社善本叢書、『吾妻鏡』 新訂増補国史大系、真名本『曾我物語』 東洋文庫、仮名本『曾我物語』 日本古典文学大系。なお、引用に際して、適宜、句読点・濁点を施し、割書をへ〜に記すなど、一部表記を改めた。また、私に傍線・傍点を施し、省略を……で示し、稿者注を《》に記した。

#### 附記

貴重な資料の閲覧・撮影等をご許可下さった都城島津邸、鹿兒島県歴史資料センター黎明館、九州国立博物館、鹿兒島県立図書館、鹿兒島大学附属図書館の関係各位に厚く御礼を申し上げます。また、黎明館の内倉昭文氏には有益な関連資料等をご教示・ご提供いただきました。記して感謝を

申し上げます。

なお、小稿は隼人文化研究会・斉興の会合同研究会（2015年3月8日、鹿兒島県歴史資料センター黎明館、テーマ「異国合戦をめぐる体験・表象・記憶―文祿・慶長の役と薩摩・薩摩藩―」）での発表の一部に基づいています。誘掖下さった鈴木彰氏、席上有益なご助言等を頂いた方々に感謝申し上げます。